

NSユナイテッド海運株式会社

【新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策について】

接触感染防止のため、本年は<mark>懇親会及びお土産配布を中止</mark>とさせていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。なお、本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト(http://www.nsuship.co.jp/)に掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

また、株主総会当日の模様につきましては、録画のうえ、後日、当社ウェブサイトにおいて配信を予定しておりますのでご活用ください。(P.5ご参照)

第94回 定時株主総会招集ご通知

開催概要

< 日時>

2020年6月25日 (木曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時15分)

<場所>

東京都千代田区大手町一丁目3番2号 経団連会館 4階 ダイアモンドルーム

<決議事項>

第1号議案……剰余金処分の件 第2号議案……取締役8名選任の件

郵送による議決権行使について

同封の議決権行使書用紙のご返送により、事前に議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

行使期限:2020年6月24日(水曜日) 午後5時到着分まで

ごあいさつ



代表取締役社長

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼 申しあげます。

当社グループは、誠実で良質な海上輸送サービスの提供を通じて社会の発展に貢献することを基本理念として、日々の企業活動を行っております。2019年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する原油価格暴落や株価下落によりたな卸資産評価損ならびに有価証券評価損を計上しましたが、これら評価性の損失を除く事業活動による収益は概ね所期の目標を達成することができました。足元の海上輸送荷動きは、世界経済の停滞により減少を余儀なくされていますが、当社としては安定的に事業を継続すべく、運航の効率化やコスト削減をさらに進めるなどの対策を通じて、この状況が一定程度継続した場合の影響を最小限に留めるよう鋭意取り組んでまいります。

また、合併10周年を迎える当社は、次なる飛躍に向けて中期経営計画「FORWARD 2030 ~Driving **U** forward over the next decade~」を策定いたしました。ESGの取り組みを中核に据えた中期経営計画の実行を通じて、事業環境の変化に適応し収益性と社会性を兼ね備えたサステナブルでレジリエント(強靭)な企業を目指してまいります。

株主の皆様には、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますよう 何卒お願い申しあげます。

2020年6月

目 次

| <i>こ</i> あいさつ |
|---|
| 第94回定時株主総会招集ご通知 3 |
| 議決権行使についてのご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 株主総会参考書類 |
| 第1号議案 剰余金処分の件 ······ 7 |
| 第2号議案 取締役8名選任の件 |
| 提供書面 |
| 事業報告 ···································· |
| 連結計算書類 |
| 計算書類···································· |
| 監査報告 ···································· |
| 株主メモ ···································· |

証券コード 9110 2020年6月9日

東京都千代田区大手町一丁目5番1号

NSユナイテッド海運株式会社 代表取締役社長 谷水 一雄

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本定時株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、 株主の皆様におかれましては、極力、書面による事前の議決権行使をいただき、ご自身 の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげ ます。

書面による議決権行使は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日(水曜日)午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

| 11 日 時 | 2020年6月25日(木曜日)午前10時(受付開始:午前9時15分) | | |
|----------------|--|--|--|
| 2 場 所 | 東京都千代田区大手町一丁目3番2号 経団連会館 4階 ダイアモンドルーム (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) | | |
| 3 目的事項 | 報告事項 1. 2019年4月1日から2020年3月31日までの事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 2019年4月1日から2020年3月31日までの計算書類報告の件決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 | | |
| 4 招集にあたっての決定事項 | 代理人による議決権行使 代理人によるご出席の場合は、株主ご本人の議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、議決権を有する他の株主1名に限らせていただきます。 | | |

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト に掲載させていただきます。
- 当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本定時株主総会の招集ご通知にあたり提供すべき書類のうち次に掲げる 事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の会計監査人の状況及び業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - ③計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書 類及び計算書類に含まれております。

当社ウェブサイト(http://www.nsuship.co.jp/)

【新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策について】

● マスクと消毒液の準備について

株主総会開催当日の会場入口にマスクと消毒液を準備いたしますのでご利用ください。また、当社スタッフもマスク着用のうえご対応させていただきますので、あらかじめご了承のほどお願い申しあげます。

● 懇親会及びお土産配布の中止について

本年は<u>懇親会及びお土産配布を中止</u>とさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

● 株主総会の議事進行について

報告事項や決議事項の簡潔なご説明等により、円滑な議事進行を図ります。

● 株主総会の運営変更の可能性について

株主総会当日までの感染症拡大の状況により、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社のウェブサイトを必ずご確認くださいますようお願い申しあげます。

● 株主総会の録画配信について

株主総会当日の模様は、録画の上、当社ウェブサイトのIRライブラリー、株主総会のページにおいて、7月初旬から約3か月間、録画配信を行う予定です。ご活用ください。 http://www.nsuship.co.jp/ir/library/general_meeting/

- ・ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。また、映像や音声に不都合が生じる場合がありますのであらかじめご了承ください。また、ご覧いただくためのプロバイダーへの接続料金及び通信料金(電話料金)などは、株主様のご負担となります。
- ・株主の皆様のプライバシーに配慮いたしまして、録画配信の映像は、議長席及び役員席付近のみとさせていた だきます。また、同様の趣旨にて、当日会場にご出席されご発言をされる場合には出席票の番号のみをお申し 出いただきますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出** ください。(ご捺印は不要です)



郵送で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、 切手を貼らずにご投函ください。

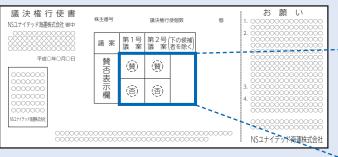
(下記の行使期限までに到着するよう

ご返送ください)

期限

2020年6月24日 (水曜日) 午後5時まで

議決権行使書のご記入方法



11号 第2号 (下の候 議 案 議 案 者を除

議案議案 者を除 (賛) (賛)

こちらに各議案の賛否を

ご記入ください。

第2号議案について

全 員 賛 成 の 場 合→**賛**に○印

全員反対の場合→否に○印

一部候補者に反対の場合 → 賛 に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄に記入

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付け、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保金を確保しつつ、経営成績に応じた株主各位への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。なお、連結業績に対する配当性向は概ね30%としています。つきましては、当連結会計年度の期末配当を以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項 及びその総額 当社普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。この場合の配当総額は、824.834.150円となります。

なお、これにより、中間配当金として1株につき金45円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金80円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員(9名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。 取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | | 氏 | 名 | | 当社における現在の地位及び担当等 | 属性 |
|-------|-----------------|---------------------|-----|-----------|--|----------|
| 1 | た に 谷 | 7K | か ず | 雄 | 代表取締役社長・社長執行役員 | 再任 |
| 2 | 左 | 光 | 真 | 啓 | 取締役・専務執行役員 企画グループ担当、 資源エネルギーグループ管掌 | 再任 |
| 3 | 小 L | t t | 充 | 宏 | 取締役・常務執行役員 総務グループ・内部統制・企業倫理・ I R 担当、経理グループ管掌 | 再任 |
| 4 | 石 | か わ | 寛 | Ü | 取締役・常務執行役員 安全管理グループ・船舶管理グループ担当 | 再任 |
| 5 | や ま | なか | か ず | 馬 | - | 新任社外 |
| 6 | * o | L to | 雅 | ゆき | 取締役 | 再任 社外 独立 |
| 7 | 大 | E L | | 節 | 取締役 | 再任 社外 独立 |
| 8 | * ** | 村 | | 勇 | _ | 新任社外独立 |

新任 新任取締役候補者 再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者 番 号

谷水 雄

(1958年12月19日生)

再任

所有する当社の株式の数… 5.430株 取締役会出席状況……… 14/14回 取締役在任年数 ………… 5年

略歴、当社における地位、担当

1981年4月 住友金属丁業株式会社 2015年4月 同社執行役員 (現 日本製鉄株式会社) 入社 2015年6月 当社社外取締役

同社鋼板・建材カンパニー原料部長 2005年6月 2016年4月 新日鐵住金株式会社 (現 日本製鉄株式会社)

2012年10月 新日鐵住金株式会社(現日本製鉄株式会社)参与 常務執行役員

> (原料第一部長委嘱) 2018年4月 同社執行役員

2014年 4 月 同社執行役員(原料第二部長委嘱) 2018年6月 当社代表取締役社長・社長執行役員(現)

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

谷水一雄氏は、日本製鉄株式会社において要職を歴任した後、2018年6月に当社代表取締役社長に就任して以来、優れた経営手腕・リ ーダーシップを発揮し当社経営を牽引し、実効性あるガバナンスを追求しており、本年度新たに策定した中期経営計画「FORWARD 2030」(2020年度~2023年度)で掲げた目標の達成へ向け、当社グループの経営体制を更に強化するため、引き続き取締役候補者と いたしました。

候補者 番 号

(1957年12月4日生)

再任

所有する当社の株式の数… 4.492株 取締役会出席状況…… 14/14回 取締役在任年数 ………… 3年

略歴、当社における地位、担当

2009年 4 月 同社経営委員 1980年4月 日本郵船株式会社入社 2003年9月 同社バルク・エネルギー・アトランティックグ 2013年 4 月 同社常務経営委員

ループ長

2013年6月 同社取締役常務経営委員 2006年11月 同社フリート管理グループ長 2015年 4 月 同社取締役専務経営委員

2007年4月 同社バルク・エネルギー輸送統括グループ長 2017年 4 月 同社取締役

2017年 6 月 当社取締役専務執行役員(現) 2008年4月 同社経営企画グループ調査役

<担当> 企画グループ担当、資源エネルギーグループ管掌

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

左光真啓氏は、日本郵船株式会社において要職を歴任した後、2017年6月より当社取締役を務めております。その経歴を通じて 培われた豊富な経験・知識や高い見識を活かして当社企業価値の向上に向けて経営全般を牽引していることから、引き続き取締役 候補者といたしました。

候補者 番 号

小山田

充宏 (1958年5月11日生)

再任

所有する当社の株式の数… 6.333株 取締役会出席状況…… 14/14回 取締役在仟年数 ………… 3年

略歴、当社における地位、担当

1982年 4 月 新和海運株式会社入社

2007年6月 同社鉄鋼原料グループリーダー

2010年10月 当社鉄鋼原料グループリーダー

2011年6月 当社企画グループリーダー

2012年6月 当社執行役員

2016年6月 当社常務執行役員

2017年6月 当社取締役常務執行役員(現)

<担当> 総務グループ・内部統制・企業倫理・IR担当、 経理グループ管掌

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

小山田充宏氏は、入社以来、主に営業・総務・経理・企画関連業務の要職を歴任し、2017年6月に当社取締役に就任してからも その経歴に関連する幅広い業務を統括してきました。コーポレート関係での実績、豊富な知識・経験や高い見識に鑑み、引き続き 取締役候補者といたしました。

候補者 番 号

岩川 第二

所有する当社の株式の数… 3,094株 取締役会出席状況…… 14/14回 取締役在任年数 ………… 3年

略歴、当社における地位、担当

1981年10月 新和海運株式会社入社

2010年10月 当社船舶管理グループリーダー

2014年 1 月 当社参与船舶管理グループリーダー

2015年6月 当社執行役員

2017年6月 当社取締役執行役員

2018年6月 当社取締役常務執行役員(現)

<担当> 安全管理グループ・船舶管理グループ担当

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

石川寛二氏は、入社以来、主に船舶管理関連業務に従事し、2017年6月に当社取締役に就任してからも船舶の安全運航・管理に 関連する業務を統括してきました。輸送品質向上での実績、豊富な知識・経験や高い見識に鑑み、引き続き取締役候補者といたし ました。

 候補者

 番 号



(1963年8月10日生)

新任社外

 所有する当社の株式の数……
 -株

 取締役会出席状況……
 -回

 取締役在任年数……
 -年

略歴、当社における地位、担当

1986年4月 新日本製鐵株式會社 2012年10月 新日鐵住金株式会社 (現 日本製鉄株式会社) (現 日本製鉄株式会社) 入社 人事・労政部部長 1999年4月 同社八幡製鐵所人事グループリーダー 2014年4月 同社鹿島製鐵所総務部長 2002年7月 同社人事・労政部派遣人事センターマネジャー 2017年4月 同社参与(機材調達部長委嘱) 同社人事・労政部人事グループリーダー 2011年4月 2018年4月 同社執行役員 (機材調達部長委嘱) 2011年11月 同社人事・労政部人事グループリーダー(部長) 2019年4月 日本製鉄株式会社執行役員 (機材調達部長委嘱) 2012年4月 同社人事・労政部部長 2020年4月 同社執行役員(原料・機材調達管掌)(現)

重要な兼職の状況

日本製鉄株式会社執行役員(原料・機材調達管掌)

社外取締役候補者とした理由

山中一馬氏は、日本製鉄株式会社において要職を歴任し、その長年にわたる経歴を通じて培われた豊富な知識・経験や高い見識を活かして人事・労務及び当社の経営全般に有用な提言をいただくことが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。

候補者 番 号

2011年4月

雅之 (1954年4月11日生)

社外

独立

所有する当社の株式の数…… 2.052株 取締役会出席状況……14/14回 取締役在任年数 …………

略歴、当社における地位、担当

三井物産株式会社入社 1978年4月 2011年6月 同社代表取締役常務執行役員CIO兼CPO 2004年4月 同社経営企画部長 2012年4月 同社代表取締役専務執行役員CIO兼CPO 2007年4月 同社金属資源副本部長 2014年 4 月 同社代表取締役副社長執行役員CIO兼CPO 2008年4月 同社執行役員金属資源本部長 2016年4月 同社取締役 2010年 4 月 同社常務執行役員金属資源本部長 2016年6月 同計顧問

> 同社常務執行役員CIO兼CPO 2016年6月 当社社外取締役 (現) 2019年4月 株式会社カカクコム顧問(現)

重要な兼職の状況

株式会社カカクコム顧問(2020年6月18日同社社外取締役就任予定)

独立社外取締役候補者とした理由

木下雅之氏は、三井物産株式会社勤務等を通じ、国際ビジネスでの経験、豊富な経営知識と幅広い見識を有されています。2016年6月 に当社の社外取締役に就任して以来、独立の立場から当社の中長期的な企業価値向上のために国内外の事情に関する幅広い視野に基づい て経営全般に有用な提言をいただいており、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独 立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

候補者 番 号

大西

(1955年12月4日生)

社外 独立

所有する当社の株式の数…… 427株 取締役会出席状況……12/14回 取締役在任年数 …………

略歴、当社における地位、担当

| 1978年 4 月 | 株式会社日本興業銀行入行 | 2010年6月 | 同社代表取締役副社長内部監査部門長 |
|-----------|-------------------------|-----------|----------------------|
| 2002年 4 月 | 株式会社みずほコーポレート銀行 (現 株式会社 | 2011年4月 | 同社取締役 |
| | みずほ銀行)本店営業第八部長 | 2011年6月 | 興銀リース株式会社顧問 |
| 2004年 4 月 | 同行本店営業第八部長兼営業第四部長 | 2011年6月 | 同社取締役副社長 |
| 2004年 6 月 | 同行営業第十四部長 | 2013年 4 月 | 同社代表取締役社長 |
| 2005年 4 月 | 同行執行役員営業第十四部長 | 2016年 6 月 | 株式会社みずほフィナンシャルグループ理事 |
| 2007年 4 月 | 同行常務執行役員 | 2017年 4 月 | 日本商業開発株式会社上級顧問 |
| | グローバルシンジケーションユニット統括役員 | 2017年 6 月 | 当社社外取締役(現) |
| | 兼グローバルプロダクツユニット統括役員 | 2018年3月 | 昭和電工株式会社社外監査役(現) |
| 2010年 4 月 | 株式会社みずほフィナンシャルグループ | | |

副社長執行役員内部監査部門長

重要な兼職の状況

昭和電工株式会社社外監査役

独立社外取締役候補者とした理由

大西節氏には、2017年6月の当社社外取締役就任以来、同氏の株式会社みずほフィナンシャルグループにおける経営参画を含む 長年の経歴を通じて培われた豊富な知識・経験や高い見識に基づき、独立の立場から当社の中長期的な企業価値向上に向けて経営 全般に有用な提言をいただいております。そのため、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は東京証券取引所の 定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

中村

勇

(1956年12月12日生)

新任社外

独立

略歴、当社における地位、担当

1979年11月 東京海上火災保険株式会社 2012年6月 同社執行役員金融営業推進部長

(現東京海上日動火災保険株式会社)入社 2013年6月 同社常務執行役員

2003年 7 月 同社関西本部関西公務金融部長 2016年 4 月 東京海上日動ベターライフサービス株式会社

2004年10月 東京海上日動火災保険株式会社関西公務金融部長 代表取締役社長

2006年6月同社401k・投信営業推進部長2018年6月株式会社日本ケアサプライ社外取締役(現)2009年7月同社金融営業推進部長2020年4月東京海上日動火災保険株式会社非常勤顧問

2010年 7 月 同社理事金融営業推進部長 (現)

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社非常勤顧問(2020年6月18日退任予定) 株式会社日本ケアサプライ社外取締役(2020年6月25日退任予定) 株式会社静岡銀行監査役(2020年6月19日就任予定)

独立社外取締役候補者とした理由

中村勇氏は、東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社)入社以来、主に金融事業において要職を歴任された後、東京海上日動ベターライフサービス株式会社等において役員を務められ、その長年にわたる経歴を通じて培われた豊富な知識・経験や高い見識に基づき、独立の立場から当社の中長期的な企業価値向上のために経営全般に有用な提言をいただくことが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 取締役候補者の山中一馬氏、木下雅之氏、大西節氏及び中村勇氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 社外取締役候補者の山中一馬氏は、上記略歴記載のとおり、当社の主要な取引先として当社の特定関係事業者に該当する 日本製鉄株式会社の業務執行者であり、かつ、過去5年間においても、業務執行者となっております。
 - 4. 社外取締役候補者の山中一馬氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 - 5. 社外取締役候補者の木下雅之氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
 - 6. 社外取締役候補者の大西節氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425 条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
 - 7. 社外取締役候補者の中村勇氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 - 8. 社外取締役候補者の木下雅之氏及び大西節氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての 在任期間は、本総会終結の時をもって木下雅之氏が4年、大西節氏が3年となります。
 - 9. 社外取締役候補者の山中一馬氏は、当社の特定関係事業者に該当する日本製鉄株式会社から過去2年間に報酬等を受けて おり、今後も受ける予定があります。
 - 10. 各候補者の所有する当社の株式の数には、NSユナイテッド海運役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

以上

招集ご通知

株主総会参考書類

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 業績全般

当期における世界経済は、米中貿易摩擦の悪化、英国のEU離脱や中東情勢の緊迫化などの影響を受け、中国経済が6%成長へと減速するなど世界経済は低い成長率で推移しました。2019年末には米中通商協議の進展により貿易摩擦の悪化に歯止めがかかるなど、2020年の世界経済は緩やかに持ち直していくかに思われた矢先、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、一転して、リーマンショックを超える経済悪化が危惧されています。わが国においても、消費の自粛などから企業活動への影響が不可避な状況です。

外航ドライバルク市況につきましては、期首に大底を打った後は、新造船供給圧力にさらされながらも底堅い輸送需要に支えられて2019年度第3四半期までは概ね前年度以上の水準で推移しました。しかしながら、2019年末以降は、主要積地である豪州やブラジルでの悪天候の影響に加えて、新型コロナウイルス感染症拡大による世界経済の先行き不安から、大型船を中心に大幅に下落しました。外航タンカー市況は、原油、ガス輸送ともに旺盛な輸送需要が市況を牽引し、高い水準で推移した夏場以降も堅調に推移しました。内航海運市況は、粗鋼減産や荷主事由により需要の低迷や荒天遭遇等の影響を受けたためドライバルクを中心に軟化しました。

燃料油価格につきましては、当期の外航海運事業の平均消費価格(高硫黄C重油)がトン当たり上期約439ドル、下期約384ドル、期中平均で約418ドルと、前期比では約28ドル下落しました。また対米ドル円相場は総じて安定的に推移し、上期平均109円50銭、下期平均109円33銭、期中平均で109円42銭と前期比1円25銭の円高となりました。

このような事業環境の下で、当期の連結業績は、売上高1,484億15百万円(前期比1.8%減)、営業利益70億40百万円(前期比21.0%減)、経常利益54億79百万円(前期比29.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は59億47百万円(前期比36.3%減)と、前期に比べ減収減益となりました。

なお、当社グループの事業構成は海上輸送業がほぼ全体を占めており、連結売上高に占める外航海運事業の割合は8割強、内航海運事業の割合は2割弱となっております。

| | 前連結会計年度 (2018年度) | 当連結会計年度 (2019年度) | 前期比 |
|-----------------|---------------------|---------------------|--------|
| | 金額(百万円) | 金額 (百万円) | 増減率 |
| 売上高 | 151,068 | 148,415 | 1.8%減 |
| 営業利益 | 8,911 | 7,040 | 21.0%減 |
| 経常利益 | 7,784 | 5,479 | 29.6%減 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 9,343 | 5,947 | 36.3%減 |

② 事業別概況

外航海運事業

<主要な事業内容>

外航貨物海上運送事業及びこれに関連または付帯する事業

売上高 124.342_{百万円}

(前期比1.8%減)

ケープ型撒積船(18万重量トン型)市況は、主要5航路平均用船料率が、中国の旺盛な鉄鉱石需要により4月の日額4千ドル台から9月には日額3万8千ドルの水準へ上昇しましたが、不需要期を迎えた年末に下落しました。年明け以降は、中国経済の減速、豪州・ブラジルの悪天候に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う世界経済への影響懸念により、3月には2千ドル台まで低迷しました。このような環境下において当社では、40万トン型鉄鉱石専用船等、順次竣工した新造船を主要荷主の日本製鉄株式会社をはじめとする国内外顧客と締結した安定輸送契約に投入するなど営業活動を積極的に続けました。これに加えて、SOXスクラバー搭載工事等に伴う入渠により一時的に不稼働となっていた船腹が、期末にかけて順次稼働を再開したため、当初の計画をほぼ達成することができました。

パナマックス型撒積船(7~8万重量トン型)市況は、2019年度前半は中国向けの底堅い穀物輸送を背景に市況は堅調に推移し、9月には主要4航路平均用船料率が2010年来となる日額1万9千ドル台まで上昇しました。しかしながら、秋口以降は南米の穀物輸出需要のピークアウトや、中国向け石炭荷動きの減退に加え、年明けからの新型コロナウイルス感染症拡大により市況は軟化傾向となりました。このような環境下で当社は、国内外の顧客向けの輸送契約を獲得し、支配船の効率配船に努めることにより、当初の計画を達成しました。

ハンディ型撒積船 (2~5万重量トン型) 市況は、米中貿易摩擦の影響を受け総じて想定を下回る水準で推移しました。2019年度第2四半期には南米穀物輸送を中心として市況は一時的に回復しましたが、年明けからは新型コロナウイルス感染症拡大などの影響により、下落に転じました。このような環境の下、中南米積非鉄金属輸送など一部は堅調に推移したものの、往航主力貨物である輸出鋼材において、下期以降の鋼材価格下落に伴う輸出意欲減退と、米国通商拡大法第232条の追加関税

の影響により、北米向け荷動きが減少したことから、当初の計画を達成 することができませんでした。

近海水域における小型船 (1.6万重量トン型以下の船型) 市況は、バイオマス燃料荷動き量は拡大したものの、主力の中国向け輸出鋼材輸送量が、米中貿易摩擦の激化・現地産鋼材の比率増により減少したことから総じて弱含みで推移しました。加えて例年以上に頻発した台風や年明けからの新型コロナウイルス感染症拡大等の影響を受け、当初の目標を達成することはできませんでした。

VLGC(大型LPG運搬船)、VLCC(大型原油運搬船)は、全て定期貸船契約により安定収益を確保しています。一部の船舶が市況連動契約となっており、年間を通じて堅調な市況により、当初計画を大幅に上回る実績を上げました。

以上の結果、外航海運事業全体としては、売上高は1,243億42百万円 (前期比1.8%減)、セグメント利益(営業利益)はたな卸資産の評価損 と合わせ58億53百万円(前期比15.2%減)と、前期に比べ減収減益と なりました。

内航海運事業

<主要な事業内容>

内航貨物海上運送事業及びこれに関連または付帯する事業

売上高 **24,073**百万円

(前期比0.8%減)

ドライバルクのうち、鉄鋼関連輸送量につきましては、鋼材輸出や鉄鋼内需の減少により粗鋼生産が1億トン割れとなった高炉メーカーの減産や荒天の影響を受け、原料輸送量は大きく減少し、鋼材輸送量も前年度を下回りました。電力関連貨物では、発電所事由などにより輸送量は計画を若干下回る一方、下期よりバイオマス発電所向け燃料輸送を新たに開始いたしました。セメント関連貨物の輸送量は概ね計画通りとなりましたが、鋼材輸送量の減少を受け、事業全般としては当初の計画を達成することができませんでした。

タンカーにつきましては、LNG輸送は、電化・省エネ化等の進展や暖冬により需要が低迷するも、効率配船、効率運航に努めた結果、輸送量は計画を上回りました。またLPG輸送は、民生用は冬場の需要期も暖冬の影響や一部契約の終了により、また工業用は内需低迷等の影響を受けて輸送量は伸び悩みましたが、化学原料用が好調な国内需要を受けて輸送量は増加しました。このような状況の下で、事業全般としては当初の計画を達成しました。

以上の結果、内航海運事業全体としては、売上高は240億73百万円 (前期比0.8%減)、セグメント利益(営業利益)は11億85百万円(前期比41.3%減)と、前期に比べ減収減益となりました。

その他

<主要な事業内容>

情報システムの開発・保守業等

特記すべき事項はありません。

ご参考

2019年度当社グループ船隊整備実績

(5年以上の長期用船を含む)

| | 隻数 | 総重量屯数(K/T) |
|----|-----|---------------|
| 外航 | 12隻 | 2,067,371重量トン |
| 内航 | 3隻 | 5,720重量トン |

2020年度当社グループ船隊整備計画

(5年以上の長期用船を含む)

| | 隻数 | 総重量屯数(K/T) |
|----|----|---------------|
| 外航 | 8隻 | 1,213,000重量トン |
| 内航 | 3隻 | 18,200重量トン |



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において当社グループが実施しました設備投資の総額は608億5百万円で、その主なものは船舶です。

| 事業区分 | 設備投資額 |
|--------|-----------|
| 外航海運事業 | 58,981百万円 |
| 内航海運事業 | 1,818百万円 |
| その他 | 6百万円 |

また、当社グループの主要な設備である船舶のうち帳簿価額127億86百万円の固定資産売却を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、設備資金411億76百万円を金融機関からの借入で調達しております。 なお、当社は主要取引金融機関と総額90億円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、当 連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(8) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する世界経済の停滞はいまだその全容を見通すことは難しく、足元の製造業動向や海上輸送荷動きなど、当社事業環境に与える影響につきましても、十分な精査を必要としています。当社といたしましては、まずは安定的に事業を継続すべく、運航の効率化やコスト削減をさらに進めるなどの対策を通じて、この状況が一定程度継続した場合の影響を最小限に留めるよう、鋭意取り組んでまいります。

一方で、今年合併10周年を迎える当社は、合併時より培ってきた強固な経営基盤を基に、次の10年、さらなる飛躍を求めて、2020年度を初年度とする中期経営計画『FORWARD 2030 ~Driving **U** forward over the next decade~』を策定しました。足元において世界経済がさらに不透明化する中、持続可能な社会の実現に向けた機運はますます高まるものと見込まれます。当社では、ESGの取り組みを中核とする中期経営計画の実行を通じて、事業環境の変化に適応し収益性と社会性を兼ね備えたサステナブルでレジリエント(強靭)な企業を目指してまいります。

中期経営計画の重点戦略

1) ブランド力の向上

お客様へのサービスや品質に対する安心と信頼のシンボルとして合併以来築き上げてきたUブランドの向上に向けて、安全運航と環境保全への取り組みを強化するほか、デジタル化など先進技術の導入や人への投資促進、ガバナンスの強化などESGの取り組みを推し進める。

2) サステナブル (持続可能) な事業構造の構築

世界最大級のドライバルク荷主である日本製鉄株式会社グループ向けなど、当社の基盤事業として安定収益をもたらしてきた国内外顧客向け輸送契約の充実に加えて、低炭素化に向けた輸送ニーズへの取り組みなど戦略的事業領域の拡大を目指す。また業界トップクラスの船腹量を誇り、内航LNG船のパイオニアでもある内航部門では、環境先進企業としての地位確立に向けて革新的技術に取り組むなど総合力の強化に努める。

3) レジリエント(強靭)な経営基盤の確立

今般の新型コロナウイルス感染症拡大を機に、不測の事態に備えたリスク管理を一層強化するとともに事業継続計画(BCP)の継続的な改善を図る。また、資本効率を重視した事業運営により確固たる財務基盤を堅持するともに、安定配当の継続的な実施により、株主をはじめステークホルダーの皆様にとっても魅力的な事業会社になることを目指す。

中期経営目標(2023年度)

営業利益 100億円以上

ROE 10%以上 Net DER 1.0倍以下

なお、現時点においては新型コロナウイルス感染症拡大などの影響を合理的に算定することが困難なため、2020年度を含む将来の業績予想を対外的に公表するには至っておりませんが、この中期経営計画の目標達成に向けて、グループー丸で不断の取り組みを重ねて参ります。株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう何卒お願い申しあげます。

(9) 財産及び損益の状況の推移









| | | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 (当連結会計年度) |
|-----------------|-------|---------|---------|---------|---------------------|
| 売上高 | (百万円) | 125,276 | 139,000 | 151,068 | 148,415 |
| 営業利益 | (百万円) | 6,558 | 7,361 | 8,911 | 7,040 |
| 経常利益 | (百万円) | 4,607 | 5,555 | 7,784 | 5,479 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | (百万円) | 3,322 | 6,613 | 9,343 | 5,947 |
| 1株当たり当期純利益 | (円) | 140.95 | 280.61 | 396.42 | 252.33 |
| 配当の推移 | (円) | 40 | 85 | 115 | 80 |
| 総資産 | (百万円) | 232,834 | 228,229 | 223,528 | 248,522 |
| 純資産 | (百万円) | 76,826 | 80,691 | 89,038 | 91,110 |
| 自己資本比率 | (%) | 33.0 | 35.3 | 39.8 | 36.7 |
| 有利子負債 | (百万円) | 133,707 | 125,729 | 113,801 | 137,494 |
| D/Eレシオ | (倍) | 1.74 | 1.56 | 1.28 | 1.51 |
| ROE(自己資本利益率) | (%) | 4.4 | 8.4 | 11.0 | 6.6 |

(注) 1. 記載金額は、四捨五入で表示しております。

- 2. 当社は、2017年10月1日付で株式併合(普通株式10株を1株に併合)を実施しており、2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び配当額を算定しております。
- 3. 2019年度の1株当たり配当額は2019年12月にお支払いいたしました中間配当金と本定時株主総会において決議いただく予定の配当金の合計額を記載しております。
- 4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を2019年3月期の期首から適用しており、2018年3月期以前の経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(10) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|------------------|--------|----------|--------------------------|
| NSユナイテッド内航海運㈱ | 718百万円 | 100.00% | 内航海運事業 |
| NSユナイテッドタンカー(株) | 180百万円 | 100.00% | 内航海運事業 |
| NSユナイテッドマリンサービス㈱ | 20百万円 | 100.00% | 船員派遣事業・安全監督・ 新造船建造監督業 |
| NSユナイテッドビジネス(株) | 45百万円 | 100.00% | 経理業務受託 |
| NSユナイテッドシステム(株) | 50百万円 | 100.00% | 情報システムの開発・保守業 |

(11) 主要な営業所(2020年3月31日現在)

| 当社 | 本 社:東京都千代田区大手町一丁目5番1号 海州駐在員事務所:中国(上海)、ベトナム(ハイフォン) 海 外 法 人:英国(ロンドン)、米国(コネチカット)、中国(香港)、 シンガポール(シンガポール)、フィリピン(マニラ) |
|--------------------|--|
| NSユナイテッド内航海運㈱ | 本 社:東京都千代田区大手町一丁目5番1号 |
| NSユナイテッドタンカー㈱ | 本 社:東京都千代田区大手町一丁目5番1号 |
| NSユナイテッドマリンサービス(株) | 本 社:東京都千代田区大手町一丁目5番1号 |
| NSユナイテッドビジネス㈱ | 本 社:東京都千代田区大手町一丁目5番1号 |
| NSユナイテッドシステム(株) | 本 社:東京都千代田区大手町一丁目5番1号 |

(12) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|------|-------------|
| 外航海運事業 | 217名 | 4名増 |
| 内航海運事業 | 366名 | 2名増 |
| その他 | 35名 | 増減なし |
| | 618名 | 6名増 |

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 231名 | 4名増 | 40.2歳 | 15.5年 |

(13) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 30,189百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 21,993百万円 |
| 農林中央金庫 | 19,872百万円 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 17,927百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 13,703百万円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 10,115百万円 |

(14) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけ、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主各位への利益還元を継続的に行うことを基本方針とし、連結業績に対する配当性向を概ね30%としております。

また、当社は、株主総会の決議によって期末配当を行うことができる旨、及び取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

以上のほか、企業集団の現況に関する重要な事項に関する特記事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 60,000,000株

(2) 発行済株式の総数 23.970.679株

(3) 株主数 6,783名

(4) 大株主 (上位10名)

| 株主名 | 当社への出資状況 | | |
|---------------------------|----------|--------|--|
| 体主台 | 持株数 | 出資比率 | |
| 日本製鉄株式会社 | 7,861千株 | 33.36% | |
| 日本郵船株式会社 | 4,324千株 | 18.35% | |
| 株式会社みずほ銀行 | 798千株 | 3.39% | |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 606千株 | 2.58% | |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 553千株 | 2.35% | |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 508千株 | 2.16% | |
| 新健海運股分有限公司 | 504千株 | 2.14% | |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | 389千株 | 1.65% | |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 354千株 | 1.50% | |
| 三菱重工業株式会社 | 340千株 | 1.44% | |

- (注) 1. 所有株式数は、千株未満を切り捨てております。
 - 2. 当社は、自己名義株式を404.189株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 3. 出資比率は自己名義株式を控除して計算しております。
 - 4. 2020年4月1日付で損害保険ジャパン日本興亜株式会社は損害保険ジャパン株式会社に商号変更しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

当社は、2020年3月31日現在、新株予約権等の発行は行っておりません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------------|---------|------------------------------------|
| 代表取締役社長・社長執行役員 | 谷水 一雄 | |
| 取締役・専務執行役員 | 左 光 真 啓 | 企画グループ担当、資源エネルギーグループ管掌 |
| 取締役・常務執行役員 | 矢 口 新 | 鉄鋼原料グループ担当 |
| 取締役・常務執行役員 | 小山田 充 宏 | 総務グループ・内部統制・企業倫理・IR担当、 経理グループ管掌 |
| 取締役・常務執行役員 | 石川寛二 | 安全管理グループ・船舶管理グループ担当 |
| 取締役 | 青木泰 | 日本製鉄株式会社顧問、 新日本電工株式会社取締役副社長 |
| 取締役 | 木 村 眞 人 | 日本製鉄株式会社参与物流部長委嘱、 日鉄物流株式会社社外取締役 |
| 取締役 | 木 下 雅 之 | 株式会社カカクコム顧問 |
| 取締役 | 大 西 節 | 昭和電工株式会社社外監査役、 日本商業開発株式会社上級顧問 |
| 監査役(常勤) | 峯 村 保 広 | |
| ※監査役(常勤) | 与 田 直 樹 | |
| 監査役 | 三谷康人 | 富国生命保険相互会社顧問 |
| 監査役 | 千 原 圭 三 | 一般社団法人日本海運集会所業務執行理事 |

- (注) 1. 取締役青木泰氏、木村眞人氏、木下雅之氏及び大西節氏は社外取締役であります。 なお、木下雅之氏及び大西節氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 - 2. 監査役与田直樹氏、三谷康人氏及び千原圭三氏は社外監査役であります。なお、三谷康人氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 - 3. 監査役与田直樹氏は、日鉄保険サービス株式会社において豊富なマネジメントやガバナンスを経験しており、経営判断及び業務執行について監督業務を行うにあたり相当程度の知見を有しております。
 - 4. 監査役三谷康人氏は、株式会社日本政策投資銀行において長年金融業務・経理業務を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 監査役千原圭三氏は、日本郵船株式会社勤務を通じて豊富な法務知識を有しており、経営判断及び業務執行について監督業務を行うにあたり相当程度の知見を有しております。
 - 6. 当社と取締役青木泰氏、木村眞人氏、木下雅之氏及び大西節氏、監査役峯村保広氏、与田直樹氏、三谷康人氏及び千原 圭三氏は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善 意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しており ます。
 - 7. 2019年6月26日開催の第93回定時株主総会において、※印を付した監査役が新たに選任され、就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分 | 人員 | 支給額 |
|------------------------|-------------|-------------------|
| 取締役(月額報酬) (うち社外取締役) | 10名 (4名) | 173百万円 (20百万円) |
| 取締役(賞与) 取締役(株式報酬) | 6名 6名 | 36百万円 14百万円 |
| | 4名 (3名) | 57百万円 (34百万円) |
| 合計 | 14名 | 280百万円 |

⁽注)上記には、2019年6月26日開催の第93回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の支給額を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役青木泰氏は、日本製鉄株式会社の顧問、取締役木村眞人氏は、同社の参与物流部長であります。 同社は、当社への出資比率が33.36%である大株主であり、当社の主要な取引先であります。その他の 社外取締役、社外監査役のその他の兼職先と当社との間には、特別な関係はございません。

ロ. 主な活動状況

| | | | | | 取締役会(14回開催) | 監査役会(17回開催) |
|-----|---|----------------|---|---|-------------|-------------|
| | | | | | 出席回数 | 出席回数 |
| 取締役 | 青 | 木 | | 泰 | 140 | -0 |
| 取締役 | 木 | 村 | 眞 | 人 | 140 | -0 |
| 取締役 | 木 | 下 | 雅 | 之 | 140 | -0 |
| 取締役 | 大 | 西 | | 節 | 120 | -0 |
| 監査役 | 与 | \blacksquare | 直 | 樹 | 100 | 12回 |
| 監査役 | Ξ | 谷 | 康 | 人 | 140 | 170 |
| 監査役 | 千 | 原 | 圭 | Ξ | 140 | 170 |

- (注) 1. 取締役青木泰氏、木村眞人氏、木下雅之氏及び大西節氏は、上記のとおり取締役会に出席し、審議に関して必要な発言 を適宜行っております。
 - 2. 監査役与田直樹氏、三谷康人氏及び千原圭三氏は、上記のとおり取締役会及び監査役会に出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
 - 3. 監査役与田直樹氏は、2019年6月26日開催の第93回定時株主総会にて選任され、就任したため、出席回数が少なくなっております。なお就任後の取締役会の開催回数は10回、監査役会は12回であります。

(単位:百万円)

連結計算書類

連結貸借対照表

資産合計

科目 2020年3月31日現在 資産の部 流動資産 50,484 現金及び預金 19,803 受取手形及び営業未収金 18,650 たな卸資産 5.876 3.027 前払費用 1,379 デリバティブ債権 その他流動資産 1.773 貸倒引当金 $\triangle 24$ 固定資産 198,038 有形固定資産 187,295 船舶 176,472 建物 422 土地 703 建設仮勘定 9.636 61 その他有形固定資産 2.546 無形固定資産 投資その他の資産 8,197 投資有価証券 2,599 長期貸付金 28 3,537 繰延税金資産 退職給付に係る資産 1,480 その他長期資産 552

248.522

| | (-12 - 12/31 3/ |
|--------------|-----------------|
| 科目 | 2020年3月31日現在 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | 52,630 |
| 支払手形及び営業未払金 | 6,097 |
| 短期借入金 | 37,733 |
| リース債務 | 351 |
| 未払金 | 737 |
| 未払費用 | 227 |
| 未払法人税等 | 284 |
| 前受金 | 1.201 |
| 賞与引当金 | 425 |
| 役員賞与引当金 | 52 |
| デリバティブ債務 | 3,115 |
| その他流動負債 | 2,408 |
| 固定負債 | 104,783 |
| 長期借入金 | 94.681 |
| リース債務 | 4.729 |
| 繰延税金負債 | 1,600 |
| 特別修繕引当金 | 3,609 |
| 退職給付に係る負債 | 161 |
| その他固定負債 | 2 |
| 負債合計 | 157,412 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | 92,235 |
| 資本金 | 10,300 |
| 資本剰余金 | 17,181 |
| 利益剰余金 | 65,748 |
| 自己株式 | △995 |
| その他の包括利益累計額 | △1,125 |
| その他有価証券評価差額金 | △0 |
| 繰延ヘッジ損益 | △1,239 |
| 為替換算調整勘定 | △55 |
| 退職給付に係る調整累計額 | 169 |
| 純資産合計 | 91,110 |
| 負債純資産合計 | 248,522 |

連結損益計算書

(単位:百万円)

| 科目 | 2019年 4 月 1 日から 2020年 3 月31日まで |
|-----------------|-----------------------------------|
| 売上高 | |
| 海運業収益及びその他の営業収益 | 148,415 |
| 売上原価 | |
| 海運業費用及びその他の営業費用 | 135,613 |
| 売上総利益 | 12,802 |
| 一般管理費 | 5,762 |
| 営業利益 | 7,040 |
| 営業外収益 | 416 |
| 受取利息 | 72 |
| 受取配当金 | 130 |
| 持分法による投資利益 | 10 |
| デリバティブ利益 | 146 |
| その他営業外収益 | 58 |
| 営業外費用 | 1,977 |
| 支払利息 | 1,486 |
| 為替差損 | 275 |
| その他営業外費用 | 216 |
| 経常利益 | 5,479 |
| 特別利益 | 2,888 |
| 固定資産売却益 | 2,881 |
| 投資有価証券売却益 | 7 |
| 特別損失 | 1,170 |
| 投資有価証券評価損 | 1,041 |
| 用船解約金 | 50 |
| 為替換算調整勘定取崩額 | 79 |
| 税金等調整前当期純利益 | 7,197 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 541 |
| 法人税等調整額 | 710 |
| 当期純利益 | 5,947 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 5,947 |

(ご参考)連結キャッシュ・フロー計算書(要旨) _(単位:百万円)

| 科目 | 2019年 4 月 1 日から 2020年 3 月31日まで |
|---------------------|-----------------------------------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 16,905 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △39,935 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 16,099 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | △55 |
| 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) | △6,985 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 26,738 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 19,753 |

|計算書類 |--

貸借対照表

(単位:百万円)

| 科目 | 2020年3月31日現在 |
|-----------|--------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 45,036 |
| 現金及び預金 | 8,016 |
| 海運業未収金 | 13,906 |
| 関係会社短期貸付金 | 13,823 |
| 立替金 | 676 |
| たな卸資産 | 5,114 |
| 前払費用 | 2,440 |
| 代理店債権 | 473 |
| 未収消費税等 | 296 |
| その他流動資産 | 315 |
| 貸倒引当金 | △24 |
| 固定資産 | 72,279 |
| 有形固定資産 | 11,552 |
| 船舶 | 10,099 |
| 建物 | 363 |
| 土地 | 702 |
| 建設仮勘定 | 353 |
| その他有形固定資産 | 35 |
| 無形固定資産 | 2,527 |
| 契約関連無形資産 | 1,720 |
| その他無形固定資産 | 807 |
| 投資その他の資産 | 58,200 |
| 投資有価証券 | 921 |
| 関係会社株式 | 4,296 |
| 出資金 | 0 |
| 長期貸付金 | 28 |
| 関係会社長期貸付金 | 50,168 |
| 前払年金費用 | 1,195 |
| 繰延税金資産 | 1,159 |
| その他長期資産 | 432 |
| 資産合計 | 117,316 |

| 科目 | 2020年3月31日現在 |
|--------------------------|--------------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | 26,023 |
| 海運業未払金 | 3,743 |
| 短期借入金 | 14,613 |
| 未払金 | 19 |
| 未払費用 | 79 |
| 未払法人税等 | 9 |
| 前受金 | 1,197 |
| 預り金 | 4,787 |
| 代理店債務 | 859 |
| 賞与引当金 | 211 |
| 役員賞与引当金 | 19 |
| その他流動負債 | 484 |
| 固定負債 | 17,528 |
| 長期借入金 | 12,715 |
| 退職給付引当金 関係会社用船契約損失引当金 | 175 4.580 |
| 関係云紅用加契利損大り目並 その他固定負債 | 4,560 57 |
| 負債合計 | 43,550 |
| 純資産の部 | 43,330 |
| 株主資本 | 73.972 |
| 資本金 | 10,300 |
| 資本剰余金 | 15,933 |
| 資本準備金 | 2,524 |
| その他資本剰余金 | 13,409 |
| 利益剰余金 | 48,733 |
| 利益準備金 | 2,105 |
| その他利益剰余金 | 46,628 |
| 圧縮記帳積立金 | 4 |
| 別途積立金 | 18,000 |
| 繰越利益剰余金 | 28,624 |
| 自己株式 | △995 |
| 評価・換算差額等 | △206 |
| その他有価証券評価差額金 | 90 |
| 繰延ヘッジ損益 (は恣意会) | △297 |
| 純資産合計 | 73,765 |
| 負債純資産合計 | 117,316 |

損益計算書

| 損益計算書 | (単位:百万円) |
|--------------|-----------------------------------|
| 科目 | 2019年 4 月 1 日から 2020年 3 月31日まで |
| 海運業収益 | 125,610 |
| 運賃 | 112,328 |
| 貸船料 | 12,120 |
| その他海運業収益 | 1,162 |
| 海運業費用 | 116,799 |
| 運航費 | 51,668 |
| 船費 | 1,433 |
| 借船料 | 62,361 |
| その他海運業費用 | 1,336 |
| 海運業利益 | 8,811 |
| 一般管理費 | 3,847 |
| 営業利益 | 4,964 |
| 営業外収益 | 4,510 |
| 受取利息 | 251 |
| 受取配当金 | 4,028 |
| その他営業外収益 | 231 |
| 営業外費用 | 666 |
| 支払利息 | 234 |
| 為替差損 | 231 |
| デリバティブ損失 | 150 |
| その他営業外費用 | 51 |
| 経常利益 | 8,808 |
| 特別利益 | 7 |
| 投資有価証券売却益 | 7 |
| 特別損失 | 1,070 |
| 投資有価証券評価損 | 1,021 |
| 用船解約金 | 50 |
| 税引前当期純利益 | 7,745 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 72 |
| 法人税等調整額 | 1,438 |
| 当期純利益 | 6,235 |

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月24日

NSユナイテッド海運株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 石 田 勝 也 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 純一郎 印業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、NSユナイテッド海運株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NSユナイテッド海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の連結子会社は、2020年5月に保有する外航船舶1隻を海外の第三者 法人に売却した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している かどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎とな る取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を 入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査 意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、 並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月24日

NSユナイテッド海運株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

夏 京 事 務 所 指定有限責任社員 _{ハ・記 ヘー・ナー} エ

指定有限責任社員 公認会計士 石 田 勝 也 🗊 業務 執行 社員 公認会計士 石 田 勝 也 🗊

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 純一郎 印業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NSユナイテッド海運株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの2020年3月期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- · 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、 並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガー ドを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

2020年5月25日

NSユナイテッド海運株式会社 代表取締役社長 谷水 一雄 殿

NSユナイテッド海運株式会社 監査役会

常勤監査役 峯 村 保 広 印

常勤監査役 (社外監査役) 与 田 直 樹 印

社外監査役 三 谷 康 人 印

社外監査役 千 原 丰 三 印

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結 株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

以上

株主メモ

決 算期日3月31日株 主 名 簿 管 理 人東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社期末配当金支払株主確定日9月30日)同 事 務 取 扱 場 所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社定時株主総会開催日6月下旬同総会権利行使株主確定日3月31日

| | 証券会社に口座をお持ちの場合 | 特別口座の場合 |
|-----------|--|---|
| 郵送物送付先 | お取引の証券会社になります。 | 〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行証券代行部 |
| 電話お問い合わせ先 | | ፩፩ フリーダイヤル0120(288)324 (土・日・祝日を除く9:00∼17:00) |
| 各種手続お取扱店 | | みずほ証券 本店、全国各支店および営業所プラネットブース(みずほ銀行内の店舗)でもお取り扱いいたします。 みずほ信託銀行本店および全国各支店 ※トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。 |
| 未払配当金のお支払 | みずほ信託銀行およびみずほ銀行の本店および全国各支店 (みずほ証券では取次のみとなります) | |
| ご 注 意 | 支払明細発行については、右の「特別口座の 場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ 先・各種手続お取扱店をご利用ください。 | 特別口座では単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。 |

基 準 上記確定日のほか、必要あるときは予め公告の上、基準日を定めます。

単 元 株 式 数 100株 (2017年9月27日より取引所における売買単位が変更となっております。)

公告の方法電子公告により行う。

公告掲載URL http://www.nsuship.co.jp/

(ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときには、東京都において発行される日本経済新聞に掲載されます。)

証券コード9110

ホームページアドレス http://www.nsuship.co.jp/ (決算情報などがご覧になれます。)

【単元未満株式に関するお知らせ】

100株に満たない株式(単元未満株式)を所有されている株主様が、当社に対しその単元未満株式と合わせて1単元(100株)になる数の株式を買増請求できる「単元未満株式の買増制度」を、2010年10月1日より導入しております。また、単元未満株式の買取請求につきましても、お取り扱いしております。

企業理念

I 基本理念

NSユナイテッド海運グループは、誠実で良質な海上輸送サービスの提供を通じて社会の発展に貢献します。

Ⅱ 経営理念

1 (信用・信頼)

信用・信頼される堅実な経営を実践し、グループ全体の 企業価値を高めます。

2 (安全運航・環境保全)

常に船舶の安全運航に努めるとともに船舶運航技術の向上に向け日々研鑽を積むことにより海洋をはじめとする地球環境保全の一翼を担います。

3 (お客様への即応・自己変革)

お客様の要請に即応しつつ自らも変革に努め、さらなる 進歩を目指して挑戦します。

4 (人を育て活かす)

人を育て活かし、働く喜びを実感できる活力溢れるグループを築きます。

Ⅲ 企業行動規範

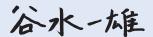
- 1 法令・規則を遵守し、高い倫理観をもって行動します。
- 2 公正かつ自由な競争ならびに適正な取引を行い、政治・行政との健全かつ正常な関係を保ちます。
- 3 広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報 を積極的かつ公正に開示するとともに各種情報の 保護・管理を徹底します。
- 4 安全・健康で働きやすい職場環境を実現するととも に、従業員の人格と多様性を尊重します。
- 5 社会の一員として、積極的に地域・社会に貢献します。
- 6 反社会的勢力や団体とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、断固たる態度で臨みます。
- 7 各国・地域の法律を遵守し、各種の国際規範、文化、慣習等を尊重して事業を行います。
- 8 本規範を遵守し、その確実な実行に向けた体制を確立するとともに、本規範に違背する事態が発生した時は、迅速に原因究明と再発防止に努め、的確に説明責任を果たします。

2013年10月1日

環境方針

- 1 私たちは、世界の海を舞台に海上輸送サービスを提供 する海運企業グループとして、全人類の共通財産であ る地球の環境保全に努め行動します。
- 2 私たちは、環境マネジメントシステムを構築し、継続的改善に努め、環境パフォーマンスの向上と汚染の予防に努めます。
- 3 私たちは、船舶の運航及び事務所内活動において適用 される環境の法規制及びその他の要求事項を順守し ます。
- 4 私たちは、各部門において環境方針に適合した環境目 的及び環境目標を設定し、実施計画に従って目的及び 目標の達成に努めます。また環境目的と目標を確実 に達成するために、定期的に達成度のレビューを行い ます。
- 5 私たちは、環境教育・広報活動などにより、NSユナイテッド海運グループのために働くすべての人が環境問題に対する意識を高め、本環境方針に基づき、行動するように努めます。
- 6 私たちは、私たちのサービス提供に必要な船舶、機器 類、その他の製品及び資材の環境負荷の低減及びライ フサイクルの視点を考慮した調達に努めます。
- 7 私たちは、NSユナイテッド海運グループ全体で、省エネルギー、省資源の推進を図ると共に、廃棄物の削減及びその適正な処分に努めます。
- 8 私たちは、環境方針及び環境保全活動を必要に応じ公表します。

2018年6月27日 NSユナイテッド海運株式会社 代表取締役社長



| <memo></memo> |
|---------------|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

| <memo></memo> |
|---------------|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

定時株主総会会場ご案内図

日時

2020年6月25日(木曜日)午前10時(受付開始:午前9時15分)

会場

経団連会館 4階 ダイアモンドルーム

東京都千代田区大手町一丁目3番2号

交通

東京メトロ 「大手町」駅下車 C2b出口直結

※本年は懇親会及びお土産配布を中止とさせていただきますので、何卒ご理解賜りますよう お願い申しあげます。



※お車でのご来場はご遠慮ください。



